

平成30年度から国民健康保険制度が変わります

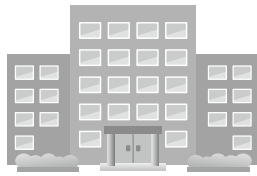
☎ 保険年金課 丹羽、富田 TEL 23-5746

都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことに伴い、役割分担や制度の変更があります。

主な役割分担

都道府県

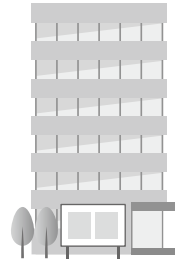
- 財政運営の責任主体
- 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- 保険給付費等交付金の市町村への支払い



県庁

市町村

- 国保事業費納付金を都道府県に納付
- 資格を管理(被保険者証などの発行)
- 標準保険料率などを参考に保険料率を決定
- 保険料の賦課・徴収
- 保険給付の決定、支給



市役所

主な変更点

- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名を表記
※多治見市では平成31年度更新から適用予定。高齢受給者証、限度額認定証については平成30年度更新から適用予定
- 高額療養費制度について、岐阜県内の他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントを通算
- ※資格や給付などの申請、保険料の賦課・徴収などの身近な事務は引き続き在住する市町村が窓口

● 新しい国民健康保険被保険者証を発送します ●

国民健康保険被保険者証(保険証)が4月1日(日)から新しくなります。

現在の保険証の有効期限 平成30年3月31日(土)

新しい保険証について

- 保険証は、世帯ごとにまとめて世帯主宛てに3月中旬に簡易書留郵便で送付
※後期高齢者医療制度の保険証は7月下旬に送付
簡易書留郵便のため、配達時に不在の場合は「不在票」が投函されるので確認してください
- 保険証は薄いクリーム色に変更されます ※従来は薄い緑色
- 保険証のカバーは保険年金課窓口や各地区事務所で配布
※国民健康保険の広域化に伴う被保険者証の様式変更は、平成31年度の更新から適用



新しい保険証が届いたら確認してください

- 国民健康保険に加入している方全員の保険証が届いているか
- 社会保険などに加入している方の保険証が届いていないか
※届いている場合、国民健康保険の喪失手続きが必要
- 氏名や住所などの記載内容に誤りはないか

新しい保険証の有効期限 平成31年3月31日(日)

※後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、有効期限が個人ごとで異なる場合あり

check!!

